

件名: vol.006 節税ときたら、「短期前払費用」

■ □ _____ □
■
林真一税理士事務所 メールマガジン 2016年6月5日配信
■ □ _____ vol.006

みなさん こんにちは！

東海地方にも「梅雨入り」が発表されました。

そもそも「梅雨入り」の基準は何なんだろう？ と、
ふと疑問に思ってしまった。。。
なんとなく、曇りや雨が続いたらそろそろかな？ と、
感覚的に思っただけですが、
調べてみたら、以外にもその通りな感じのようです・・・

つまり、「梅雨入り」のはっきりとした定義というものが無いようです。。。

「梅雨入り・明け」は、現在までの天候経過と1週間先までの見通しをもとに、
「梅雨の時期に関する気象情報」として発表となるそうです。

そもそも、「梅雨入り」の発表の目的は、
雨が降りやすい時期になると大雨による災害が発生しやすくなるので、
防災のため注意喚起をするのが、気象庁が「梅雨入り」を発表する際の
大きな目的の一つのようです。

ということで、みなさんも日々の天気予報をチェックされ、
気を付けてお過ごしくださいませ・・・
また、夏が来るのを心待ちにしながら、
ジメジメとした梅雨の季節を楽しんで下さい！！

さて、今月は、税務に関してのお役立ち情報をお届けしたいと思います。。。

一般の方でも理解しやすいように、なるべく専門用語は使わないように
心掛けていきたいと思っております。

税務でお困りのときは、お気軽にお問い合わせくださいませ・・・

切手・はがき・収入印紙等の販売いたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel: 080-5447-1040 担当: 林

パソコン訪問指導をいたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel: 080-5447-1040 担当: 林

それでは、今月のお役立ち情報です・・・

本日のお題： 節税ときたら、「短期前払費用」

今月は、少し 経費 のお話しをしたいと思います。

会計に興味のある方は聞いたことがあるかも知れませんが、簡単に説明すると、、、

毎月、同じサービスに対して、同じ金額を支払う（等質等量といいます）もの
家賃、保険料、保証料などで、
先の1年分を 年払い すると、すべて経費で OK というお話です。

月10万の家賃を 年払い すると、
120万経費になり、
36万（法人税率30%とすると）の節税となります。

では具体的に、、、

- ・家賃は、1月でも2月でも住む効果は同じ
- ・保険料も月によって保険内容が違うことはない

逆に、同じ金額を毎月支払っても、サービスが違うものがあります。

- ・弁護士の顧問料は、月によって相談の量が違うため ×
- ・また、物品購入は、サービス（役務提供といいます）ではないので ×

そこで、税務では、上記の家賃等の支払いで、

- ① 一定の契約に従って、継続して、等質、等量、のサービスについて
- ② 翌期以降の経費を
- ③ 当期中に支払った場合

支払った日から1年以内の役務提供のものを、
法人が継続して支払った日の損金にしている場合は、
経費でOKとしています。

（法基通2-2-14）税務署の番号で通達といいます
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/02/03.htm>

例えば、3月決算の会社が、

- ・家賃の支払いを、3月に3月～来年2月までの1年分をを年払いする
→ 全額経費になります
（ただし、契約で年払いにしなければいけません…）

- ・1年間の借入の保証料を3月に1年分支払う
→ 全額経費になります

盲点)

では、4月からの家賃1年分を3月31日に支払ったらどうなるのでしょうか??

上記より、支払った日から1年間～ですのでダメ?

言葉どおりでいくと、3月31日に支払っていますので、

4月分の家賃の効果は3月31日には受けられないのでダメではないかと考えますが、
でも、税務では、まあまあ～とうことで認めています。

でも、3月に5月からの1年間を支払ってもこれはダメです（笑）

以上、ご参考までに・・・

それでは、次回もまたお楽しみにしてください！！

■ご友人、知人にもこのメルマガをご紹介頂ければ、幸いです・・・
ご希望の方お手数ですが、「メールマガジン希望」とご入力いただき、
ご紹介者のお名前とメールアドレス
をこちらにお送りください。

↓↓↓

mikiko-rin@zm.commufa.jp

■メールマガジンの配信変更・停止はこちらから・・・
ご不要の方はお手数ですが、「メールマガジン不要」と入力いただき、
こちらにお送りください。

↓↓↓

mikiko-rin@zm.commufa.jp

林 真一 税理士事務所
パソコン会計スクール
岐阜県岐阜市五坪2丁目2番2-1004号
TEL : 058-248-2992
E-mail : s_h@xb4.so-net.ne.jp
